

## 飯島町・中川村に専門家（司法書士）を派遣しました！ ～村内空き家の所有権確認と方針を検討するための相談～

### 【飯島町】

#### ●相談内容

Q<sub>1</sub> 「空き家所有者の死亡時に住民票が遠隔地（県外）にあり手続きが困難」

Q<sub>2</sub> 「空き家相続人に郵送等により管理依頼を行っているが返答がない」

#### ●相談状況

基本的には死亡時住民票所在地の裁判所で各種申立等の手続きを行うが、「移送」という手続きをとれば、最寄りの裁判所に管轄を変更できる。

通常、相続人となったことを知った時から3か月以内に相続放棄の申述をしなければならぬため、通知によって相続放棄できない可能性もある。



### 【中川村】

#### ●相談内容

Q<sub>1</sub> 「中古住宅購入の際に、保存登記を行わなかった空き家の所有権は？」

Q<sub>2</sub> 「婚姻、養子縁組が複数回行われており、誰が相続人か判断ができない」

Q<sub>3</sub> 「相続関係が複雑すぎて、誰が相続人か判断ができない」

#### ●相談状況

売買契約書があれば、保存登記ができる可能性が高いので相続人を特定できる。  
基本的に、生家の親族には相続が発生する。また、養子に入ると離縁の手続きを行わない限り、相続が発生する。



被相続人や相続順位上位の者から順番に、生まれた時から死亡した時までの戸籍を確認しないと、最終的な相続人は確定できない。

※中川村の案件については、更に資料を揃えてアドバイスをいただきます。